

農地転用許可申請書の添付書類

(市街化調整区域内または都市計画区域外にある農地を転用する場合。県知事の許可が必要)

受付期間：毎月5日から10日(10日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、これらの日の翌日)

受付期間前でもお預かりしています。

申請は正・副各1部 ◎ 必須書類 ○ 該当する場合等必要に応じて添付

事項	書 類 名	申 請 (市街化区域以外)
土 地	・ 土地の登記事項証明書(法務局で交付を受けたもの(原本)。全部事項証明に限る。)	◎(1)
	・ 換地確約書、異種目換地指定通知書及び一時利用地指定通知書 【申請地がほ場整備事業施行区域の一時利用地である場合】	○
申 請 者 等	・ 法人の登記事項証明書又は法人の定款若しくは寄附行為の写し 【申請者等が法人である場合】	○
	・ 競売・遺贈・民事調停等に該当する旨を証する書類 【競売・遺贈・民事調停等により申請者等が単独となる場合】	○
	・ 真正な権利者であることを証する書類【末相続地等真正な権利者であることが土地の登記簿謄本によって確認できない場合】	○
図 面 等	・ 位置図(1/10,000～1/50,000程度：姫路市都市計画図の写し等) 姫路市Webマップ：都市計画・用途地域(https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/)	◎
	・ 付近見取図(住宅地図など)	◎
	・ 公図(法務局備付の地籍図又は字限図)	◎
	・ 土地及び付近の地番、地目、所有者、耕作者を表示した図面 (他の図面と兼用可)	◎
	・ 一時利用地指定図【申請地がほ場整備事業施行区域の一時利用地である場合】	○
	・ 事業計画図(配置図、平面図、立面図等) ※資材置場等の目的で恒久転用の場合、事前の検討が必要です。また転用後3年間の実施状況報告が必要です。	◎
	・ 求積図【一部転用である場合】	○
証 明 書 等	・ 経費見積書	◎
	・ 資金証明書(残高証明書、融資証明書等)	◎
	・ 他の許可等を受けていること又は受けるための手続をしていることを証する書類 【転用事業に関して他法令の許可等を要する場合】	○※
	・ 農用地区域に含まれないことを証する書類	○
	・ 土地改良事業計画で非農用地区域と定められている旨の証明書 【申請地がほ場整備事業施行区域の一時利用地である場合】	○
そ の 他	・ 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	○※
	・ 土地改良区の意見書【申請地がほ場整備事業施行区域内にある場合】	○※
	・ 関係水利権者並びに農区長等の同意書	○(2)※
	・ 隣接農地の所有者及び耕作者の同意書	○※
	・ 農地選定に係る代替地の検討(候補地一覧及び位置図)(第3種農地は不要)	○
	・ 農地復元の確認書(時期を明示)、農地復元に要する見積書及び資金証明書 【一時転用の場合】	○
	・ その他参考となる書類	○

注) (1) 登記情報提供サービスによる照会番号(10桁)付き不動産登記情報も可。
(締切日に照会確認ができるものに限る。有効期間は発行年月日から100日間)

(2) 姫路市家島町の区域を除きます。

※ 添付できない書類がある場合は、農業委員会までご相談ください。

- ・ 兵庫県／農地の売買・賃借・転用について相談したい～農地法関係の許可
https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk05/af03_000000018.html